

◆ 4番（**森田卓司**議員） 皆様こんにちは。新風会の**森田卓司**でございます。

質問に入ります前に、去る8月11日、私が住んでいる建部地域で、山ゆりの会で有名な場所ですが、そこで私の同級生の一人のお母様が行方不明になりました。そして、8月12日も消防団の方、警察の方、皆さんで捜索をされましたが、見つかりませんでした。そして、8月13日、私も捜索活動に参加をさせていただきましたが、見つかりませんでした。このお母様は、セニアカーに乗って山合いの道を移動されて、美咲町そしてその周辺地域に買い物に出かけたり、楽しみのある場所に行ってお話をされるのが楽しみだったとお聞きしております。そして、14日に美咲署のほうから連絡がありまして、セニアカーが見つかりまして、残念ながらその後、谷合いで遺体で発見されました。心より御冥福を祈る次第でございます。

そして、その間、北地区担当の消防団の井口副団長初め消防団の方々、そして地域の方々、そして関係各位の方々、本当に御努力をされて捜索活動に参加をされました。心から敬意を表するものでございます。

このような過疎地域は建部地域だけでなく、岡山市に多くございます。ひとり暮らしの方、また高齢者の方が安心して暮らせるような制度づくりをするべきだと、考えていかなくてはいけないと思っております。今回質問とはいたしません、そのような制度づくりの必要性を改めて感じた事件でございました。

それでは、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

まず、鳥獣被害防止対策についてお伺いいたします。

鳥獣被害防止対策については、今までも多くの議員の方々が質問をされてまいりました。今議会においても政隆会の東原議員がきめ細かく質問をされています。私も同様な趣旨で質問をさせていただきますが、精魂込めてつくった農作物がたった数時間で荒らされてしまうような現状を当局の方々に訴える質問です。誠意のある御答弁をお願い申し上げます。

9月15日の山陽新聞岡山都市圏版で報道されていましたが、岡山市の中心部の半田山植物園や周辺の住宅地にイノシシが出没し、園内が荒らされたり、一部で農作物の被害が出ている等の報道がされていました。ことしは岡山市の北部地域でも例年に比べてイノシシが田畑等へ侵入するのが早く、私も5月ごろには被害に遭ったとの報告をお聞きいたしました。

また、イノシシの被害は農作物の被害だけではなく、農道を掘り起こしたり、ゴルフ場また公園等の芝生に対してのものもあり、多岐に及んでいるのが現状であると認識しております。

平成20年度岡山市の獣害被害申告分布図によると、イノシシ被害は建部・御津及び足守・高松地域で被害面積の約7割から8割を占めています。東原議員は御参加をされたと先日の議会で発言をされていましたが、ことし8月3日の月曜日には北ふれあいセンターで、また8月19日の水曜日には灘崎町町民会館で、岡山市や岡山県猟友会岡山支部など6団体で組織する市地域鳥獣被害防止対策協議会主催で、イノシシの行動と被害対策についての

イノシシ対策の講演会が開催されました。

そこでお尋ねいたします。

1, 山陽新聞の報道では御津地域の方も参加されていたようですが, 何名程度の受講者で, 地域的にはどのあたりの方が多かったのでしょうか。また, 受講者の方々の感想はいかがでしたでしょうか, お示してください。

2, 先ほども述べましたが, 岡山市のイノシシ被害の多くは, 建部・御津・足守地域です。今回, 開催場所を北ふれあいセンター, そして灘崎町町民会館に指定した理由をお聞かせください。

今後, このような講習会をぜひとも被害の実態に合った地域での開催を要望いたしますが, いかがでしょうか。

3, なぜ岡山市中心部までイノシシ被害が広がったのか, 講習会はもちろん必要であり, 有意義であると思いますが, それに加えて有害鳥獣の生態系の実態調査も大事ではないでしょうか。

生物多様性の観点からいくと, ただ単に駆除するというだけでなく, 生き物が共存共栄していくためにはどのような政策が必要なのか, 何をしていかなければならないのか, 政令市となった今, 国家戦略として取り組むべきだと思えます。国へ対して要望するべきだと考えますが, いかがでしょうか。

次に, 平成 20 年度岡山市鳥獣被害防止計画についてお尋ねいたします。

この計画については, 昨年 9 月定例会市議会で市民ネットの鬼木議員が計画策定に当たったの方針等を詳しくお聞きになっております。この計画は 2008 年 2 月の国の鳥獣被害防止特措法に基づいて策定された計画であると認識しております。

そこでお尋ねいたします。

国の政権交代で, この計画への影響はあるとお考えですか, ないとお考えでしょうか。

この計画は, 5 項目に分けて, 平成 21 年度から平成 23 年度までの期間で策定されています。被害の軽減目標として, 金額, 面積とも 10%減を目標値としています。捕獲等の課題として, 猟友会の方々の高齢化が進んでいたため, 農業者等も含めた捕獲体制づくりが必要である。また, 効率的な捕獲のため, 技術の向上を図るとともに, 隣接する分会同士で連携した広域的な対応の検討が必要であると, 捕獲等に関する取り組みの課題を指摘しています。

この課題についての今度の取り組みについては, 被害の大きいイノシシについては, 個体数を減らすため, 技術の向上を図り, 銃器, わなによる一層の駆除を実施するとともに, 農業者とも連携を図り, 捕獲おりの設置を推進すると, 今後の取り組み方針が示されています。

そこでお尋ねいたします。

1, 猟友会の皆様方の高齢化が進んでいるとのことですが, 全市的な平均年齢, 建部・御津・足守地域の地域別の平均年齢をお聞かせください。

2, 全市的な駆除班の数, 建部・御津・足守地域の駆除班の数と, ここ数年の駆除班の増減をお聞かせください。

3, 農林産物の被害防止のための捕獲補助金であります。1頭当たりの補助金制度の見直しを含め, 考えるべきではないでしょうか。平成20年度のイノシシ捕獲数は1,694頭で, 近年の中では最高であると報告されていますが, 平成21年度からの捕獲計画数は1,300頭と計画されています。被害の軽減目標を10%減としています, この捕獲数で目標の達成がされるとお考えでしょうか。

4, ことしに入ってすぐ電気さくの申請をしたが, 既にことしの予算はなくなっている事例をお聞きいたしました。電気さくとかトタンさくに至っては, 緊急的に設置できるような裁量があるべきではないでしょうか。あってもしかりだと思います。今現在被害が出て困っているのに, 来年度まで待ってくれというのはないと思います。平成21年度からの整備計画が示されていますが, 計画の根拠をお聞かせください。

次に, 今年度の機構改革で, 御津支所にありました林政課が本庁の農林水産課水産林政係となりました。

そこでお尋ねいたします。

1, 林政課が御津支所に設置された経緯と, 今回本庁の農林水産課水産林政係となった理由をお示しください。

2, 御津, 建部, 足守等, 農山村地域, 中山間地域を所管する北区役所には, 中山間地域対策室とか北区北部振興室のような農林水産業だけでなく地域振興まで含んだ特別プロジェクト部門が必要な気がします。そういった組織の中で, 森林などが多い北区北部地区の有害鳥獣対策等の課題について解決をするべきであると考えます。政令市の中で過疎化, 中山間地域が存在する他都市との連絡会議のような機関を設置することや, 北区の機構改革を行い, 地域内分権を行うべきだと考えますが, いかがでしょうか。

次に, 御津地域の合併特例区終了後の事業についてお伺いいたします。

本議会冒頭の高谷市長の所信表明で, 合併地域のまちづくりについて, 平成22年3月21日をもって解散する御津・灘崎両合併特例区に対して, 特例区解散後も両地域の市民の皆様方に安心してもらえるよう, 引き続きしっかりと事業の推進をしていく等の発言がありました。

今さら申すまでもございませんが, 合併特例区とは, 市町村の合併の特例に関する法律及び地方自治法の制度により創設された制度で, 合併時の特例として合併した地域に一定の期間——岡山市の場合5年間ですが——に限って設置される特別地方公共団体で, 新市への円滑な一体性の確立のために設けられた制度です。平成17年3月22日の御津町及び灘崎町との合併の際に全国で初めて導入されたものです。公の施設の設置及び管理, 地域振興イベントなど, 地域に密着した施策を実施するものです。合併地域の市民にとって, 特例区解散後はどのような制度変更があるのか非常に気になるところです。

特例区解散後については, 特に灘崎町合併特例区に関しては政隆会の藤原哲之議員が既

に詳しく質問をされております。私は御津地域の特例区解散後についてお尋ねいたします。

1, 施設等の管理運営は今議会にも議案として上程されていますが、市が管理運営をするということで、御津地域の方々も今までと変わらず利用ができると安心されていると思います。まだ方針が示されていない河原邸、御津農村環境改善センターの管理運営についての地元説明等、現状についてお聞かせください。

また、全国獅子舞フェスタ等7つの事業を御津合併特例区が運営をしていますが、特例区解散後の市の方針をお示してください。また、合併特例区協議会や地域の皆様の方針は市の方針と一致しているのかをお示してください。

2, 合併地域はすべて、区長制度で地区ごとの課題や要望、伝統文化の継承を行っております。特例区解散後の区長制度について市の方針をお示してください。また、既に区長会とは協議に入っていると思いますが、現在の状況と今後の見通しについてお示してください。

3, 確認を含めてお尋ねいたしますが、政令市移行の議論の中で、新市建設・新市基本計画の期間中、すなわち合併後10年間は、御津支所、建部支所、それから瀬戸支所、灘崎は今区役所が入っているの若干違うと思いますが、支所に産業建設課を残すとのことでしたが、現在も状況に変化がないことをお示してください。

4, 過疎地域の住民の足となるコミュニティバス、またスクールバスの運行についてはどのような方針かお示してください。

これで私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

◎水野博宣行政改革担当局長 鳥獣被害防止対策の項、機構改革の中で、林政課が御津支所内に配置された経緯と、今回本庁の農林水産課水産林政係となった理由はとの御質問にお答えいたします。

林政課は、平成17年3月22日に旧岡山市と御津町が合併した後、平成17年4月1日付機構改革で新設された組織ですが、御津支所は管内面積の76%を山林が占め、また全市域に対する山林割合も約13%と高く、代表的な山間地域となっております。このため、岡山市の林務行政の体制を強化するとともに、地域ニーズにも効率的に対応するため、御津支所内へ配置したものであります。

当時からも、森林の保全是豊かな海をつくる上でも大切な機能であることから、水産と林務の連携を図ってきておりましたが、平成21年4月1日機構改革で、林政課の地域ニーズ等対応機能を北区役所農林水産振興課に移行し、本課機能を本庁の農林水産課水産林政係として組織することで、関係団体との連携も含めて、水産と林務のより一体的な施策の実施を図ろうとしたものであります。

なお、林政課の地域ニーズ等対応機能の一部は、北区の広大な所管区域に対応するため、北区役所農林水産振興課施設土木第2係が北区土木農林分室において、今までの市民サービス水準を維持しながら迅速な対応をしております。

次に、合併特例区終了後の事業についての項で、新市建設・新市基本計画の期間中、支所に産業建設課を残すとのことだったが、現在も状況に変化はないかとの御質問にお答えいたします。

合併特例区終了後の支所につきましては、平成 19 年 11 月議会でもお答えしましたが、おのおのの地域の特色を生かしながら合併効果の発現を高めるという基本的考え方のもとに、新市建設計画、新市基本計画を実施しており、その計画実現に即した組織体制となるよう十分配慮していく必要があると考えております。考え方に変化はありません。

以上でございます。

◎難波巧経済局長 鳥獣被害防止対策についての項で、イノシシ対策の講演会について 3 点の御質問をいただきました。

講演会の受講者は何名程度で、地域的にはどのあたりの方が多かったか、受講者の感想は、開催場所を北ふれあいセンターと灘崎町町民会館にした理由は、単に駆除するだけでなく生き物が共存共栄していくための政策を国に対して要望すべきではないかというお尋ねでございます。一括して御答弁申し上げます。

本市における鳥獣被害防止対策の一環として、イノシシ被害防止に関する市民への啓発を図るため、本年度からイノシシ対策講演会を開催しております。市民のひろば等で案内をいたしたところ、8月3日の北ふれあいセンターで約 70 名、8月19日の灘崎町町民会館で約 100 名の方が受講され、地域別には、北ふれあいセンターでは津高、一宮、牟佐、御津、建部の方が、灘崎町町民会館では灘崎の方が出席されておりました。受講者からは、イノシシの生態や習性など、今まで知らなかった知識が得られ大変参考になった等多くの感想をいただいております。

今回の講演会は本市として初めての開催ということで、出席者の方の利便性や、特にイノシシ被害の相談件数の多さを勘案し、北区の北ふれあいセンターと南区の灘崎町町民会館で行ったところでございますが、今後もできるだけ多くの会場で講演会が開催できるよう計画してまいりたいと考えております。

また、議員御指摘のとおり、生き物との共存共栄は大変重要なことでありまして、被害を防ぐためには単に駆除するのではなく、農業者や市民の方が地域ぐるみで鳥獣被害防止対策に取り組むことが重要であると考えます。本市といたしましては、こうした取り組みが推進されるよう、また鳥獣被害防止対策が引き続き国の重点施策に位置づけられるよう、国に対し要望してまいりたいと考えております。

次に、岡山市鳥獣被害防止計画について 5 点の御質問をいただいております。

政権交代でこの計画への影響はあると考えるか、猟友会の全市、建部、御津、足守の地域別の平均年齢は、全市、建部、御津、足守の地域の駆除班の数とここ数年の駆除班の増減は、捕獲補助金制度の見直しを考えるべきでは、平成 21 年度からの捕獲計画数は 1,300 頭であるが、これで被害の 10%軽減目標が達成できるのかというお尋ねでございます。一

括御答弁申し上げます。

猟友会の平均年齢は、平成 20 年 11 月現在で、全市で 63 歳、建部で 65 歳、御津で 62 歳、足守で 66 歳であり、高齢化が進んでおります。市内の駆除班の数でございますが、全市で 14 班、建部で 2 班、御津で 4 班、足守では高松、吉備を含む地域で 1 班となっており、ここ数年駆除班の数は変わっておりません。

捕獲補助金制度につきましては、1 頭当たりの補助単価が切り下がらないよう、捕獲計画に基づく事業実施と必要な予算の確保について検討してまいりたいと考えております。

被害の軽減目標につきましては、被害防止計画に沿ってイノシシの被害を軽減するため、1,300 頭のイノシシを捕獲するほか、電気さく等の設置を地域で取り組んだり、イノシシのえさとなる収穫物を圃場に放置しない等の意識啓発にも努める等、関係者との連携を図りながら、その達成に向け努力してまいりたいと考えております。

なお、本計画の政権交代による影響を農林水産省へ尋ねましたが、現時点ではわからないとのことでございます。

次に、電気さくやトタンさくの整備については、関係局等の裁量で緊急的に設置できるようにすべきではないか、また平成 21 年度からの電気さく、防護さくの整備計画の根拠はというお尋ねでございます。

農作物に対する鳥獣被害対策としての電気さく等の施設整備は計画的に実施するものと考えておまして、これまで県の事業を活用してきており、予算措置や予算の執行には制限がございます。一方、今年度より新たに岡山市地域鳥獣被害防止対策協議会におきまして、国の事業を活用して電気さく等の施設整備ができるようになったことから、要望が協議会へ出されれば、そちらで対応を検討することも可能となりましたので、地域の要望に応じてできるだけ柔軟な対応に努めてまいりたいと考えております。

また、平成 21 年度からの電気さく等の整備計画は、対策協議会におきまして国の事業により実施する事業計画の分でございます。これまでの県の事業予算を上回る要望が出された場合にも対応できるように計画をしたものでございます。

次に、機構改革についての中で、北区北部地区の有害鳥獣等の対策について、組織の中でいかに解決をするべきか、また政令市の中で中山間地域が存在する他都市との連絡会議の設置はというお尋ねでございます。

地理的条件が不利な中山間地域におきましては、有害鳥獣による被害や、過疎化、高齢化の進行による耕作放棄地の増加等、固有の課題を抱えており、農業生産や地域活力の低下を防ぐための対策が早急に必要とされております。

こうした問題の解決に当たりましては、農林水産部門の本庁、区役所、支所間の連絡を緊密にするにとどまらず、国、県、他市町村との連携体制の強化が不可欠であるため、県が主催する市町村や農業者が広く集まる鳥獣害防止対策セミナー等に積極的に参加をし、問題解決に取り組むためのネットワークづくりに取り組んでまいりたいと考えております。また、中山間地域を抱える他の政令指定都市とも鳥獣被害防止対策について情報交換を行

ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎岡村頼敬安全・安心ネットワーク担当局長 合併特例区終了後の事業についての項の中で、特例区終了後の区長制度についての市の方針、また区長会との協議について、現在の状況と今後の見通しはとのお尋ねでございます。

区長会制度につきましては、特例区終了後、従来からございます町内会制度に移行していただくことといたしております、ことし8月に開かれました御津地域区長会臨時総会におきましても、助成金や連合組織など町内会制度の仕組みについて御説明をし、御理解をいただけるよう働きかけをしているところでございます。

また、区長会組織につきましては、これまで区長の方々が担っておられました地域における役割を尊重しながら、全市的な制度に移行する方向で御検討いただくこととなっております。

以上でございます。

◎高次秀明企画局新市建設計画推進担当局長 合併特例区終了後の事業についての項でございますが、河原邸、それから御津農村環境改善センターの管理運営についての地元説明等の現状について、また全国獅子舞フェスタ等7つの事業を御津合併特例区が運営しているが市の方針を示せ、また特例区協議会や地域の皆様方の方針とは一致しているのかというお尋ねでございます。一括して御答弁申し上げます。

合併特例区が管理運営している施設等の取り扱いにつきましては、政隆会の藤原議員の御質問にお答えしたとおりでございます、現在市の公の施設として管理運営するための手続に入っているところでございます。

お尋ねの河原邸につきましては、これは岡山県の所有財産でございますが、御津町時代の経緯を踏まえまして、これまで御津合併特例区と岡山県との間で県有財産の使用貸借契約を交わし、特例区で管理運営していたものでございます。このため、特例区終了後の扱いにつきましては、所有者である岡山県と協議を進める中で、特例区協議会、さらには地元の地域活性化協議会の御意見も伺いながら、適切な形で対応できますよう調整しているところでございます。

また、御津農村環境改善センターは農林水産省の補助事業として整備したものでございまして、これまで多くの市民の皆さん方に御利用いただいているものでございます。特例区終了後には、図書館並びに公民館を併設した生涯学習施設として位置づけるための手続を現在進めているところでございます。市民の皆さん方にとりまして、これまで以上に利用しやすい形となりますよう、関係部局と協議、調整を行っているところでございます。

また、特例区で実施しておりますソフト事業の取り扱いにつきましては、政隆会の藤原議員にお答えしたとおりでございますが、関係局室と検討しているところでございまして、

今後の取り扱いにつきましては、特例区協議会とも協議する中で課題や方針等を共有しながら調整してまいりたいと考えております。

続きまして、過疎地域の住民の足となるコミュニティバス、スクールバスの運行についてはどのような方針かというお尋ねでございます。

御津合併特例区が運行しておりますコミュニティバスは、特色ある住民サービスとして存続させるとの合併協定を踏まえまして、平成22年3月21日の特例区解散後におきましては、コミュニティバス——いわゆる生活バスでございますが——は街路交通課、スクールバスは就学課を担当課として事業継続することといたしまして、現在特例区協議会と事務の円滑な引き継ぎのための調整を行っております。これらの事業につきましては、地域の実情やニーズ等を十分に把握いたしまして、より効果的で効率的な運行方策について、特例区協議会の御意見もしっかり伺いながら、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔4番 **森田卓司**議員登壇〕

◆4番（**森田卓司**議員） 御誠意のある答弁をありがとうございました。

まず、有害鳥獣対策ですが、本日新聞にも建部地区のアユの記事が出ておりました。今回、カワウとかそういう部分に対しての有害鳥獣対策についてはお聞きをしなかったわけですが、カワウとかに対してもやはり同様のいろんな機関と調整をしていただきたいと思えます。

先日、全国農業新聞を見ていましたら、鳥獣被害に対して地域間格差が急速に広がっている、行政主導で行うよりも補助事業を地域住民の方々の創意工夫を組み込みながら有効に活用することにより効果が増すと報道されておりました。また、電気さくについても、一部の関係者だけで電気さくを張るのではなくて、業者任せでそれをするのではなくて、しっかりとどういうところにどういうふうに張ったらいいかを研究して張らなければ、ただするだけでは意味がないというふうに農業新聞に出されておりました。これは要望というか私の感想にさせていただきます。

そんな中で1つだけ、鬼木議員の質問をちょっとおかりして申しわけないんですが、昨年9月議会で鬼木議員は、岡山市においては現在計画を策定中とのことですが——これは鳥獣被害防止対策のことだと思うんですが、計画策定に当たっての基本的な方針とタイムスケジュールについて教えてくださいという御質問をされて、経済局長が、平成23年度の被害を現在より20%軽減することを目標にすると御答弁をされておりましたが、その間、鬼木議員が質問し、昨年9月に20%と言われて、この策定をするに当たって10%になるまでの間、経済委員会とかそういうところで議論をされて10%になったんでしょうかどうでしょうか、これだけ質問でお聞かせください。

あと、新市担当局長、大変ありがとうございました。特例区の制度自体、この制度自体

が合併の激変緩和措置だと私は思っております。それから、全国で初めてこの特例区制度を岡山市が用いて、灘崎、御津、岡山市が合併をしたわけですから、その後全国の何市町村がそういう制度を用いて合併したか私は認識をしておりませんが、多分岡山市がどういうふうにこの制度の終了後をやっていくかということに注目をされていると思いますので、ぜひとも地元の方と十分話をして、よりよい方向に進んでいくようにしてください。

それと、御津、それから灘崎の方も、ある種今まで特例区であるということで、何か合併地域であるとか特例区であるということで、今までは合併しても特別な地域というような認識を持っている、私も建部でそういうふうに、合併地域だからとか特例区の間だからということで地域の方にお話をするわけですが、やっぱりこれがなくなるともうそういう言葉は使えなくなるわけです。だから、これから半年間、地域の方々としっかり話をして、もうその言葉が使えなくなっても十分な地域づくりというか、まちづくりができるように調整をしていっていただきたいと思います。これは要望で結構でございます。

それでは、1つだけ再質問をお願いします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

◎難波巧経済局長　鳥獣被害防止計画で当初 20%というふうに言っていたが、最終的に計画が 10%になっている、それがどういういきさつかという再質問でございます。

地域協議会で協議する中で、猟友会等の御意見をお聞きしまして、まずは 10%の減、平成 19 年の 101 ヘクタールに対して平成 23 年度の目標を 10%減の 91 ヘクタールを目指すというふうな合意を得て修正し、現在の鳥獣被害防止計画となっているものでございます。

以上でございます。